

JBDF 認定サークルの認定及び登録に関する規定

令和元年6月8日 資格審議委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）におけるボールルームダンス・サークル（以下「サークル」という。）の認定及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定及び登録)

第2条 本法人は、ボールルームダンスの普及、健全な指導を図るため、申請に基づき、優良なサークルの認定及び登録を行う。

2 前項により認定されたサークルを「JBDF 認定サークル」と称し、JBDF 認定サークル名簿に登録される。

(認定サークルの要件)

第3条 前条の認定及び登録を受けようとするサークルは、プロフェッショナルダンス教師（以下「プロダンス教師」という。）又はアマチュアダンス指導員（以下「アマダンス指導員」という。）の資格を有する本法人の正会員又は登録会員指導の下にボールルームダンスの教授が行われている団体とする。

2 前項のサークルは、組織及び活動等に関し、規約を定めなければならない。

(専任の指導者の常置)

第4条 第2条の認定・登録を受けようとするサークルの活動場所には、本法人の正会員又は登録会員であるプロダンス教師又はアマダンス指導員の資格を有する専任の指導者を1名以上置かなければならない。

(活動場所の条件)

第5条 認定・登録サークルの活動場所は、ボールルームダンスの指導が適切に行われる環境を保有しなければならない。

2 前項の適切なガイドラインは、細則で定める。

(認定・登録申請)

第6条 第2条の認定及び登録を受けようとするサークルは、本法人に様式1による申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書は当該サークルの所在地を管轄する本法人の都道府県連盟に提出するものとする。

3 認定・登録を申請する者は、当該サークルの専任指導者である本法人の正会員又は登録会員と

する。

4 第1項の申請は、規約及び会員名簿を添えて提出するものとする。

(認定・登録申請の受理)

第7条 本法人は、前条第1項の申請がなされた場合において、第3条ないし第5条及び前条第3項、第4項の要件（以下「申請要件」という。）を充たしているときは、これを受理する。

(都道府県連盟の責務)

第8条 第6条第2項により、都道府県連盟に申請書が提出されたときは、様式2の意見書を作成し、30日以内に本法人本部に回付しなければならない。

2 都道府県連盟は、その所管内の認定・登録を受けたサークルについて、第4条及び第5条の要件を欠くことを認知したときは、直ちに本法人に報告するものとする。

(認定・登録申請の不受理)

第9条 第6条の申請がなされた場合において、当該サークル又は申請者等について、申請要件が欠けているとき、若しくは次の各号のいずれかに該当するときは、本法人は当該申請を受理しないものとする。

- (1) 認定サークルの登録が削除を受けて2年を経過しないとき。
- (2) 健全なダンスの教授が維持できないと認められるとき。
- (3) 本法人の信用を毀損し、若しくは本法人の諸規定を遵守しないおそれが認められるとき。

(認定・登録の消除)

第10条 認定・登録を受けたサークル（以下「認定サークル」という。）について、次の各号に掲げる事項が判明したときは、本法人は当該サークルの認定を取り消し、登録名簿から消除する。

- (1) 偽りその他の手段により、認定・登録を受けたとき。
- (2) 第4条に定める要件が欠けたとき。
- (3) 第5条に定める1以上の要件が欠け健全なサークル活動が期待できないと認められるとき。

(登録名簿)

第11条 本法人に、JBDF認定サークルの認定を受けたサークルを登録するため、JBDF認定サークル登録簿（以下「サークル登録簿」という。）を設ける。

2 サークル登録簿には、次の各号に定める事項を登録する。

- (1) サークルの名称
- (2) 主たる活動場所
- (3) 代表者の氏名、住所

- (4) 専任の指導者の氏名及び資格
 - (5) 本法人の正会員及び登録会員の氏名、資格
 - (6) その他資格審議委員会が必要と認めた事項
- 3 サークル登録簿は、本法人の主たる事務所に備え付け、利害関係人の閲覧。照合に応ずるものとする。

(認定証の交付等)

- 第12条 本法人から JBDF 認定サークルの認定・登録を受けたサークルに、JBDF 認定サークルの認定・登録証を交付する。
- 2 前項の認定・登録証は、主たる活動場所のみやすい場所に掲示するものとする。
- 3 認定・登録が活動を停止したときは、本法人にその旨届け出るとともに、第1項の認定・登録証、を本法人に返納しなければならない。

(変更の届出)

- 第13条 JBDF 認定サークルの認定・登録を受けたサークルは、サークル登録簿に記載された事項について変更があったときは、その代表者はすみやかに変更した事項について、本法人に報告しなければならない。

(更新)

- 第14条 JBDF 認定サークルの認定・登録を受けたサークルは登録後3年毎に、サークル登録簿に記載された事項について、変更の有無を報告することにより、登録の更新を行わなければならない。

(代表者の責務)

- 第15条 JBDF 認定サークルの代表者は、この規定及び本法人のその他の諸規定を遵守することとともに、当該サークルの健全な運営に努めなければならない。

(手数料)

- 第16条 第6条第1項の認定・登録申請手数料及び第14条の更新手数料は、それぞれ5,000円とする。

(細則)

- 第17条 JBDF 認定サークルの認定・登録に関し、この規定に定めのない事項及びその運用に係る事項については、資格審議委員会が別に定める。

附 則

1. この規定は、令和元年 9月 1日から施行する。
- 2 第16条の申請手数料はこの規定の施行の日から1年以内に申請した場合に限り無償とする。また、施行の日から1年以内に申請したものの更新手数料についても初回に限り無償とする。

様式 1 [6条関係]

JBDF 認定サークル
認定・登録申請書

令和 年 月 日

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

会長 殿

(_____ 都道府県連盟)

申請者 住所
氏名
資格
連絡先 電話
FAX
Mail 等

1. サークルの名称

2. 主たる活動場所
建物の名称・所在

3. 会員の現在数

合計 名
内 正会員 名
登録会員 名
非会員・アマチュアダンス指導者資格保持者 名

4. サークルの設立時期
(令和・平成・昭和)

5. サークルの指導者
氏名・住所及び指導者資格の種類・級
(複数いるときは、専任の指導者を明記)

《付属書類》

1. サークルの規約
2. 会員名簿

様式 2 (8条1項関係)

令和 年 月 日

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟
会長 殿

_____都道府県連盟
会長

令和 年 月 日付にて申請のありました(サークル名_____)
に係る JBDF 認定サークル認定・登録申請につき、申請書の内容について調査した結果、特に問題はありませんでした。
(その他の意見)

以上のとおり、ご報告します。